

新座市社会福祉協議会助成金等審査委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、新座市社会福祉協議会助成金等審査委員会の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 社会福祉法人新座市社会福祉協議会地域福祉活動助成金交付要綱の定めるところにより交付する助成金等について審査するため、新座市社会福祉協議会助成金等審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織し、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長、副委員長は委員の互選によって選出する。

3 委員は次の各号に掲げる者のうちから新座市社会福祉協議会会長が委嘱する。ただし、助成金対象関係者を除く。

(1) 社会福祉協議会理事 3名

(2) 行政機関関係者 2名

(3) 学識経験者 5名

(委員長の任務)

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 会議において、必要と認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、理事会の議決の日より施行し、平成15年4月1日から適用する。
- 2 従前の新座市社会福祉協議会愛のいずみ福祉基金運営委員会規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。